京都薬科大学紀要投稿規定

この規定は、京都薬科大学紀要規則第3条の規定に基づき定めるものである。

1.（目的）

京都薬科大学紀要（以下「本誌」という。）は、京都薬科大学における各専門分野の研究・教育の水準を高め、さらに学術・文化の発展に寄与するため、学術的及び教育的価値のある論文等を掲載する。

2.（編集）

本誌の編集は、京都薬科大学紀要編集委員会（以下「委員会」という。）が行う。

3.（投稿資格）

本誌に投稿する者は、原則として本学の教育職員とする。ただし、学外の共同研究者との共同執筆も認める。なお、本学の教育職員以外や学外者であっても委員会が特に必要と認めたときは、寄稿を依頼し、本誌に掲載することができる。

4.（論文等の種別・内容）

論文等の種別・内容は、以下の表に定めるものとする。いずれのカテゴリーにおいても和文・欧文を問わない。

種別	内容
特別寄稿	
総説	今までのその分野・領域の原著論文や書籍・著書からの知識をまとめたもの
原著論文	ある分野･領域の研究成果を公表するもの。問題提起と実験、調査、事例などに基づく研究成果、理論的考察と明確な結論をそなえたもの
短報	速報としての価値のある内容を含む未発表の短い論文に相当するもの
解説	特定の分野や主題について解説したもの
報告	研究や教育上価値のある報告で、意義が大きく発表の価値が認められるもの
特定のトピック (特集号の企画)	
その他	上記に該当しないもの

5. （原稿の採否）

原稿の採否は、委員会が決定する。

6. （査読）

総説・原著論文・短報については、原則2名の査読者により審査し、その結果を委員会に報告する。

7. （刊行）

本誌の刊行は年2回（4月及び10月）とし、原稿締切日は1月末日及び7月末日とする。

8. （投稿受付）

投稿原稿は、事務局（研究・産学連携推進室）に提出することとし、事務局（研究・産学連携推進室）が受付した日を受付年月日とする。

9. （受理）

原稿の受理年月日は、委員会が受理を認め、事務局（研究・産学連携推進室）が著者に通知した日とする。

10. （原稿作成）

原稿の作成は「京都薬科大学紀要原稿作成要領」に従って行うものとする。

11. （原稿の頁数）

原稿の頁数は、本誌刷り上がり30頁以内とする。

12. （原稿校正）

原稿の校正は、各著作者の責任において行う。

13. （二重投稿の禁止）

他誌に既発表の内容は受理しない（投稿中、掲載予定を含む）。

14. （論文公開の可否）

著者抄録を含めた論文（本文）の公開・非公開の最終決定は学長が行う。非公開となった場合はその理由を編集委員会から著作者へ通知する。

15. （著作権）

著作権者は、原則として当該論文の電子情報化及び公開に関する著作権の行使を本学に許諾したものとする。本学は、当該論文の電子情報化及び公開を他の機関に委託することができる。

16. （その他）

この規定に定めるもののほか、投稿に関し必要な事項は、委員会において決定する。

（附則）本規定は、2019年11月26日から施行する。

（附則） この規定（一部改正）は、2020年3月26日に施行し、2020年2月1日から適用する。
（附則） この規定（一部改正）は、2020年11月10日に施行し、2020年4月1日から適用する。
（附則） この規定（一部改正）は、2022年3月11日に施行する。
（附則） この規定（一部改正）は、2024年12月18日に施行し、2024年12月1日から適用する。